住所　浜松市南区頭陀寺町358番地2
ロベルト・キヨタカ・ナガトモ　昭和47年3月18日生
住所　東京都墨田区吾妻橋1丁目2番5―914号
韓愛花　昭和61年4月11日生
住所　香川県高松市浜ノ町17番2号
劉小紅　昭和44年2月16日生
住所　横浜市青葉区市ケ尾町1150番地2
朴香順　昭和35年1月29日生
住所　横浜市鶴見区岸谷2丁目14番15―1号
盧栢蓮　昭和40年9月5日生
住所　横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地
カルロス・ナガタニ・ミヨシ　昭和24年11月3日生
ミリアム・ソレダド・リバス・メサ・デ・ナガタニ　昭和37年2月18日生
タケノリ・ナガタニ・リバス　平成3年12月18日生
ナミエ・ナガタニ・リバス　平成9年5月17日生

○法務省告示第五百五十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十七日

法務大臣　上川　陽子

第二号ハの表に次のように加える。

有限会社山泰鋳工所	埼玉県川口市上青木一丁目十八番十三号	鋳造
有限会社保田組	和歌山県岩出市船戸百十八番地の十六	鉄筋施工

○法務省告示第五百六十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十七日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

有限会社ニシダ物流センター	岐阜県岐阜市粟野東五丁目二百七番地	婦人子供服製造

○外務省告示第三百八十六号

平成二十六年十一月十四日にサントドミンゴで、ドミニカ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がドミニカ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　一億円

3　署名者

日　本　側　淵上隆在ドミニカ共和国大使

ドミニカ共和国側　アンドレス・ナバロ・ガルシア外務大臣

平成二十六年十二月十七日

外務大臣　岸田　文雄

住所　長崎市京泊3丁目11番40号
郭一凡　昭和57年5月29日生
住所　茨城県古河市北町13番22号
劉涛　昭和53年12月2日生
住所　茨城県神栖市日川245番地1
レオナルド・ケンジ・ナカムラ　昭和62年8月2日生
住所　東京都港区白金台5丁目3番19号
金志允　昭和54年2月15日生
住所　東京都町田市小川1丁目13番地1
李順香　昭和55年4月6日生
住所　東京都小平市仲町121番地
ゼナイダ・ヴィリアヌェヴァ・ワタナベ　昭和53年2月5日生
住所　長野市三輪9丁目38番3―301号
レスリー・ディ・ベラ・マタワラン　昭和52年9月21日生

○外務省告示第三百八十七号

平成二十六年十一月十七日にプノンペンで、国道一号線都心区間改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　国道一号線都心区間改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二億五千百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　隈丸優次在カンボジア大使

カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣

平成二十六年十二月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百八十八号

平成二十六年十一月十七日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国におけるポリオ感染拡大防止・撲滅計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ポリオ感染拡大防止・撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億六千二百万円

3　署名者

日　本　側　猪俣弘司在パキスタン大使

国際連合児童基金側　アンジェラ・ケニー在パキスタン事務所代表

平成二十六年十二月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百八十九号

平成二十六年十一月十九日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における「口蹄疫等対策支援計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合食糧農業機関との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　口蹄疫等対策支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　十九億九千八百万円

3　署名者

日　本　側　森野泰成在アフガニスタン臨時代理大使

国際連合食糧農業機関側　七里富雄在アフガニスタン代表

平成二十六年十二月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百九十号

平成二十六年十一月二十一日に東京で、バルカ県送配水網改修・拡張計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　バルカ県送配水網改修・拡張計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十二億三千八百万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年二月二十八日まで

4　署名者

日　本　側　櫻井修一在ヨルダン大使

ヨルダン側　イブラヒム・サイフ計画・国際協力大臣

平成二十六年十二月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百九十一号

平成二十六年十一月二十一日に東京で、ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　櫻井修一在ヨルダン大使

ヨルダン側　イブラヒム・サイフ計画・国際協力大臣

平成二十六年十二月十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百九十二号

平成二十六年十一月二十五日にカンパラで、クイーンズウェイ変電所改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウガンダ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　クイーンズウェイ変電所改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十五億千九百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年十二月三十一日まで